

平成 28 年 9 月 29 日
第 2 回 検 討 委 員 会

法令等による適正規模について

1. 学校教育法施行規則

■第 17 条（学級数）

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。※ 同条は、第 55 条で中学校に準用。

2. 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

■第 3 条（適正な学校規模の条件）

- (1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
 (2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね 6 キロメートル以内であること。

3. 学校規模の分類（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き）

- ・ 過小規模校 小学校 5 学級以下 中学校 2 学級以下
- ・ 小規模校 小学校 6～11 学級 中学校 3～11 学級
- ・ 適正規模校 12～18 学級
- ・ 大規模校 19～30 学級
- ・ 過大規模校 31 学級以上

部活動の実施状況

学校名	部活動
下田中	バスケットボール（男女）〔県中・宿毛東中と合同チーム〕、陸上、音楽
中村中	野球、サッカー、陸上、バレーボール〔蕨岡中と合同チーム〕、バスケットボール（男女）、ソフトテニス（男女）、卓球（男女）、剣道、柔道、音楽、英語、家庭科、美術
蕨岡中	ソフトボール〔窪川中・北ノ川中との合同チーム〕 バレーボール〔中村中との合同チーム〕
大用中	ソフトテニス（男女）

後川中	陸上（男女共通）
大川筋中	ソフトテニス（男女）
八束中	野球、陸上
東中筋中	ソフトテニス（男女）、卓球（男女）
中筋中	卓球（男女）、陸上（男女）
中村西中	野球〔宿毛中との合同チーム〕、女子バスケ〔清水中との合同チーム〕、男子バスケ、サッカー、ソフトテニス（男女）、バレーボール、剣道・柔道・吹奏楽（男女共通）、水泳・陸上・駅伝（シーズン制）
西土佐中	野球、バレーボール、卓球（男女）、音楽

※ は他校との合同チーム